

十勝毎日新聞（1920-1939年）掲載 アイヌ関係記事：目録と紹介（2）

Headlines and content of Ainu-related Articles from
the TOKACHI MAINICHI SHINBUN (Tokachi Daily Newspaper) 1920~1939 (2)

小川 正人^{※1}・山田 伸一^{※2}（編）

Masahito OGAWA and Shin-ichi YAMADA

はじめに

本稿は、前稿（『帯広百年記念館紀要』第19号掲載、2001年3月）に引き続き、十勝毎日新聞の戦前発行分（1945年以前分、原紙の残存状況等により実質的には1920~39年）の紙面を調査した成果報告として、その中のアイヌ関係記事の見出しをまとめた目録と主要記事の内容を紹介するものである。今回は記事目録と1920~1924年までの記事のうち主なものを紹介した。今回は、1925年以降の記事の主なものを紹介するとともに、この間の補足調査により新たに収集した記事について目録の補遺を作成して掲載する。目録の補遺に掲載した記事は約40件、前回と併せ今回目録化した記事は約1,040件となる。

編者たちの問題関心の所在、この記事目録および記事紹介の目的や意義、目録および記事の注意事項などについては前回の「はじめに」に記載したので、ここでは、前回以降今回までの補足調査のあらましと、それを踏まえた今回の記事目録、記事紹介の内容などについて述べることにする。

1. 補足調査について

前回の目録では、『十勝毎日新聞』の原紙を最もまとまって所蔵している同社資料室のマイクロフィルムを中心に、帯広市図書館所蔵吉田巖遺稿資料中の新聞記事スクラップの一部を調査した。一方で、このとき既に所在が判明していた北海道大学附属図書館所蔵分および市立図書館所蔵分の残りのスクラップの記事調査については「今後機会を改めて補足したい」と述べるにとどまった。その後、十勝毎日新聞社資料室では欠号分若干を補足したリールの、北海道大学附属図書館所蔵分については十勝毎日新聞社資料室所蔵マイクロフィルムの欠号分の、帯広市図書館所蔵吉田巖遺稿資料中のスクラップについては現時点で確認できた分すべての、それぞれ調査を行うことができた。今回「補遺」として目録化したのは、主にこの調査により収集した記事である。

2. 記事紹介について

今回は1925年までの記事の中から主なものを紹介した。今回は引き続き1926年以降の記事から主なものを紹介する。このほか、1925年以前についても、今回の「補遺」の中から数点を選んで紹介することとした。なお記事の選択にあたっては、アイヌ史上の著名な出来事に関するものであっても、既に公刊されている他の資料集等に同内容の他紙の記事が掲載されているような場合は本稿では収録しないこととし、むしろ全道紙などでは見られない内容だと思われる記事を優先している。

※1 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究職員

※2 北海道開拓記念館学芸員

3. その 他

3-1（今後の課題） 今回こうしていくつかの調査を補えたとはいえ、記事調査はとりあえずひととおりの悉皆調査を行ったにすぎず、編者の見逃しは少なくないと思っている（実際、一度通覧した箇所、記事内容の確認等のため再調査を行ったときに新たに発見した記事も少なくない）。この目録の不備をこれから補い充実させていくことを、編者自身の宿題として課しておきたい。同時に、問題関心を同じくする人々からの教示を得ることができれば大変有り難く思う。

このほか、この目録に関わる範囲で編者らが考えている今後の課題については、前稿でも述べているのでここでは割愛する。

3-2（原資料の閲覧） この目録に収めた記事のスクラップは、帯広百年記念館、帯広市図書館郷土資料室、および北海道立アイヌ民族文化研究センターで所蔵する。ただしその利用にあたっては、十勝毎日新聞社資料室等の原資料所蔵先に連絡されたい。

3-3（謝辞） この目録のための資料調査にあたっては、十勝毎日新聞社資料室、帯広市図書館郷土資料室、北海道大学附属図書館に幾度も御世話になった。重ねて感謝する。特に十勝毎日新聞社には、ほんらい内部利用のためのものである資料室のマイクロフィルムの閲覧の便宜について、そして目録・記事翻刻の公刊に際して、便宜をはかっていただいた。

目録の公刊にあたって、今回も掲載を許可していただいた帯広百年記念館、特に資料閲覧の段階から投稿の計画、編集の段階まで御世話していただいた同館学芸員内田祐一氏に重ねて感謝したい。

凡 例

- 記事目録は、記事の日付、面、執筆者、見出し、備考の順に掲載した。
- 記事目録の備考欄の、「欠号リール」は十勝毎日新聞社資料室所蔵の欠号分補足のリールで確認した記事を、「市図」は帯広市図書館所蔵スクラップで確認した記事を、「北大」は北海道大学附属図書館所蔵分で確認した記事を示す。
- 「市図」の記事の日付はスクラップ上の書込みによっている。
- 『十勝毎日新聞』は夕刊紙であるため、新聞の発行は日付の前日である。
- 見出しは、改行を「/」で表した。
- 記事に掲載されている写真は全て割愛した。
- 記事目録、記事紹介とも、漢字の旧字体や変体仮名は、原則として常用の漢字や仮名に改めた。
- 記事紹介では、記事の原文で強調のため文の途中で改行したり、行頭の言葉や文中の言葉の一部を大きな活字で表記したりしている場合があるが、それらは全て通常の文の改行と文字の大きさに改めた。
- 編者による注記は〔 〕内に記した。
- 判読できなかった文字は□で表した。
- 前回の「はじめに」で述べたとおり、偏見に基づく文章や現在では差別的とされるような用語であっても、資料としてそのまま記載した。ただし、犯罪記事など個人のプライバシーを侵害すると判断した記事は目録からも割愛している。

記事目録(補遺)

年月日	面	執筆者	見出し	量	備考
【1922(大正11)年】					
1922年9月13日			「国の為」の一言に／奮起した止若のアイヌ／汗顔したのは有力家連		市図
【1923(大正12)年】					
1923年1月1日		吉田 巖	極北の魔人／アイヌ伝説	C	市図
【1924(大正13)年】					
1924年4月2日			旧土人より感謝された／帯広土門助役さん	B	市図
1924年4月5日			土門助役／土人校へ寄附	C	市図
1924年4月9日			踊りから演説／熊送り迄やる／旧土人が秋の謝恩会／十三日於榮楽座	B	市図
1924年4月9日			〔コラム欄：榮楽座での公演に言及〕	A	市図、一部欠、コーナータイトル名不明
1924年4月15日			尻ふり踊りや／熊送りで賑はった／伏古旧土人倶楽部大会	B	市図
1924年7月13日			十勝在住旧土人／給与地整理決議／保護徹底を期せんと	A	市図
1924年4月30日			亡び行く旧土人の／現在生活状況／一般に向上の傾向／某消息通の談	C	市図
1924年5月10日			清き一票を行使する／全道旧土人有権者／十勝は音更と共に廿人位／手を廻して争奪戦を行はる	C	市図
1924年7月13日			旧土人保護／新規程	B	市図
【1925(大正14)年】					
1925年2月17日			流石先住民族の／影を残して／昨日伏古の熊祭／聖歌と祈禱から始る	C	市図
1925年2月18日			熊祭／それは蝦夷ヶ島にはなくてはならぬ／詩であつた／然し時代の推移は何時迄も之を許しては置けない	C	市図
1925年4月5日			出雲の神になったり／夫婦喧嘩の仲裁やら／忙しい土人の保導員	B	市図
【1933(昭和8)年】					
1933年6月30日	2		池田町に於ける／堤防地紛争／土人の要求を道庁が一蹴／問題は再び悪化の様	C	北大
1933年6月30日	2		伏古部落の／旧土人生活／経済的にも著しく自覚／衛生思想も漸次向上	C	北大
1933年6月30日	2		総合教育空論の犠牲／日新校の復活論昂る／廃校するのが既に無謀	C	北大
1933年7月1日	3		〔ゴシップ〕〔本別町選挙違反公判〕	B	北大
1933年7月2日	3		アイヌ博物館の／位置を誤らぬやう／旧土人教化に一生を捧げ尽した／帯広の吉田巖氏語る	C	北大
1933年11月1日			委員会を設置／アイヌ研究／学術振興会で可決	B	北大
1933年11月7日	2		アイヌ民族／衰亡の原因／全部落を挙げて眼疾に悩む／北大奥田氏の新研究	C	北大
1933年12月17日	2		無智旧土人に喰ひ込む／奸悪極まる不正手段／保護法も机上の空論に過ぎぬ／本別町の某氏は語る	C	北大

年月日	面	執筆者	見出し	量	備考
【1934(昭和9)年】					
1934年3月26日	1		アイヌ協議会	A	北大
1934年5月30日	7		「アイヌ」の呼 ^(ママ) 様／廃止運動／全道一万五千の同族に／力強い目ざめの曙到来	B	北大
1934年11月8日	1		土人保護法の撤廃を叫ぶ／近文アイヌの真剣な運動	B	北大
1934年11月12日	3		舌端火を吐く／幕別青年弁論大会／栄冠は近藤敏雄少年へ	B	北大、長谷川紋造入賞
【1935(昭和10)年】					
1935年3月1日	4	角田 東耕	十勝文化史に就て（一）／先住民族の遺した／史蹟と石器	C	欠号リール
1935年7月21日	3		アイヌの／手工芸品展／九月札幌市で	B	欠号リール
1935年9月15日	1		〔広告〕北海道物産展覧会即売	C	藤丸で開演「当日は北海道で有名なアイヌ彫刻師熊沢の真演」等とあり。
1935年11月5日	3		アイヌ喜べ／保護法改正の光明／先住民族を何条亡すべき、と／内務省から議会へ	C	北大
1935年11月6日	7		己れが仕掛けた／熊取りの据銃に命中／新得のアマツポ遭難	C	北大
1935年11月6日	7		茅室でも大怪我／これも己れの罫に掛る	B	北大
1935年11月6日	7		白人に記念祝典／尊徳翁の銅像除幕式も兼ねて／小学校で功労者表彰	C	北大、功労者中に吉田菊太郎
1935年11月29日	7		十五歳の少年に／徴兵適齢通知／「九年」と「五年」の発音違ひから／伏古の旧土人大狼狽	B	北大
1935年11月29日	7		凶作を口実に／アイヌ泣かせの陳情／和人連が小作料納入延期願ひ／幕別村白人の騒ぎ	C	北大
【1936(昭和11)年】					
1936年6月9日	2		吾等の長官を迎ふ／第一日目／晴れやかに初の十勝入り／新田工場、ウタリ一部落視察／帯広神社々頭に額く	C	北大、写真3、白人コタンを来訪
1936年6月19日	4	吉田 巖	日蝕とアイヌ（下）	C	欠号リール
1936年11月17日	2		負債の重圧下から／立上る旧土人／本別、池田の居住者を打って一丸／整理組合設立運動起る	C	北大
【1938(昭和13)年】					
1938年12月11日	7		密漁防止／ウタリ一専属の／漁場を設けよ／吉田村議が長官に陳情		欠号リール
【1941(昭和16)年】					
2002年1月12日			和人にさきげ新体制／白人部落葬儀も酒なし	B	「十勝毎日新聞七十年史」掲載

前号正誤表

ページ	正誤内容
P 15	1927年11月30日の記事：削除
P 24	1934年10月17日の記事見出し：「太公望御用心」と「鮭・鱒の捕獲区域」の間に「/」が入る
P 27	1935年10月3日の記事：掲載面は4面
P 29	1936年11月11日の3面の記事：備考欄に「市図」を加える

記事紹介 (2) : 1926~1941年

〈1925年以前の補遺〉

1924(大正13)年4月9日付

踊りから演説／熊送り迄やる／旧土人が和人への謝恩会／十三日於栄楽座

来る十三日午前九時より帯広栄楽座に於て、帯広地方在住の旧土人集まり、伏古旧土人互助会と云ふ旧土人保護の機関設置せられて以来満一週年に相当するを以て、之に対する謝恩記念会を催すことになったが、当日は旧土人独特の珍妙なる踊を初めとし、旧土人の五分間演説等を行つて大いに氣勢を上げ、最後には彼等の最も誇りとする熊祭りを行ふ筈であるが、当日は木戸無料のことゝて多数の入場者ある可く、約十年目の熊祭りとして定めし賑ひを呈することであらうと察せられるが、当日の順序は左の如き珍らしきものである。

- 一、旧土人開会の辞(伏根弘三)
- 二、和人の挨拶(喜多、朝枝の各保導員諸氏)
- 三、旧土人の五分間演説
- 四、旧土人の踊り(アイヌ踊り)
- 五、旧土人青少年の演説
- 六、旧土人の劇
- 七、休憩
- 八、旧土人の踊り(総出)
- 九、旧土人礼(諸種取交ぜ)
- 十、熊送り(二才の熊)

1924(大正13)年4月15日付

尻ふり踊りや／熊送りで賑はつた／伏古旧土人倶楽部大会

既報の如く昨十三日午前九時より十勝アイヌ倶楽部大会は帯広町栄楽座で催されたが、此催は仲々当帯広町ばかりでは無く十勝としても見得ない事とて、午前学生午後大人と区別して入場せしめたが、何れも満員の盛況で、先づ順序としては、伏根弘三君は十勝アイヌ倶楽部組織を述べ、更に十勝開発に至大なる関係ある我等人種は文化の発展に伴ひ益々和人より遠ざけられんとしてゐると自己の幼年時代の挿話等を話し、

最後に人間の平等論を解き同族の為に気焔を挙げ、青少年の五分間演説より童児劇、独唱等あり、最後アイヌ人種独特の礼式や熊送り踊等を演じ、スタイル満点なるには観覧者一同を抱腹絶倒せしめ、午後五時盛会裡に閉会を告げた。尚点日一般観覧者よりアイヌ日曜学校寄附を募集し、十四円七十二銭の慈金を得たが、本日直ちに本部なる札幌アイヌ日曜学校に送金したと。

1924(大正13)年7月13日付

十勝在住旧土人／給与地整理決議／保護徹底を期せんと

河西支庁管内土人給与地に関する旧土人互助組合会議は、昨十一日河西支庁に開催し、左記重要事項に付き各村内土人実情に鑑み之に対する意見開陳せるが、其協議事項に対する結果は如左記。

▷共有財産収益処分に関する件

共有財産収益積立金を一戸に付き金五十円の割合を以て土人戸数に応じ配当す。配当金は互助組合長之を管理し、組合員の旧債償還又は大正十四年度以降に於て給与地の返還を受くる者にして生計に窮する者に就き就業資金として其状況に応じ適当に貸付し、年賦償還せしむる事。

▷^(給与地管理力)給与管地に関する件

イ、給与地は土人をして耕作せしむるを原則とし、土人にして耕作し得ざる場合は互助組合長は入札の方法に依り^(b)貸付する事。但し特に縁故関係に貸付せんとする場合は、其事由並に契約標準率の基礎を詳具し支庁長の承認を受くるを要す。

ロ、給与地賃貸借契約期間は一箇年限とし、毎年更新する事。

▷地代管理に関する件

イ、給与地賃貸借に依りて生ずる地代は、総て互助組合長之を管理する事。

ロ、地代は毎年十二月に於て翌年分を前納せしむる事。

八、地代は左記に依り之を分配する事。

一、互助組合員にして区域内に現住する者に付き分配するを原則とし、絶家所在不明又は給与地を顧みず一家を挙げて区域外に居住する者の所有に属する地代は、互助組合に帰属するものとす。

二、代々の分配は現金によらざる事を原則とし、衣食費に属するものは組合長に於て数箇商店に付き現品と価格を比較対照し、之により伝票を交附して物品を供給する事。

三、物品代金は互助組合長之を支払ふ事。

◆指示事項

一、互助組合設立に関する件

二、予算及事業計画並決算に関する件

三、組合事務整理に関する件

1925(大正14)年2月17日付

流石先住民族の／影を残して／昨日伏古の熊祭
／聖歌と祈祷から始る

昨日曜の午前十時から帯広町字伏古部落で伏根弘三氏主催の熊祭りが行はれた。先に内務部長と警察部長との連名を以て、風教と人道の上からアイヌの熊祭は徹底的に禁止する様各旧土人部落に厳達があつたために、今度の熊祭は祭といふ意味ではなく、唯飼養した熊を屠殺するといふ意味で行はれたので、随つて世間には余り公表しなかつた為めに、見物人は其の割に少かつたが、それでも伝え聞いてこの古式を見物しやうと集まつた者が五六百名を越えた様であつた。

午前十時頃石狩通りの旧土人日曜学校義勇館に旧土人五十余名は会して、伏根弘三氏司会で聖歌五二八番を歌つて簡単な祈祷をして同氏の爽かなる弁舌を以て「吾々民族の間に永く伝えられた熊祭も和人の圧迫によつて廃さねばならなくなつたがこれも今日的な生活と^(てか)しと和人と同等の地位に立つためには当然のことである、それで本日は熊祭りではなく屠殺するに過ぎないのであるが、此の機に簡単に最後の熊送りをしたい」と述べ、喜多保導員は立つて当局が熊祭禁止の意味を徹底的に噛み砕いて説明し更にアイヌ民族が如何にして和人と生存競争をすべ

きか……それは各自の生活の向上以外にはないと保導上の抱負を述べ、次に再び聖歌を歌ひ主の祈をして愈々熊祭りになる。

此日集まつた者、遠くは石狩、旭川近文部落より、近くは釧路、根室、美幌、白人、本別、高島、足寄、音更等より各二三人宛の代表が集まつたが、孰れも各部落の猛者で、荒れ狂つたなら俺が組打つてやるなど、豪語して檻の周囲に立ち並んださまは、流石に祖先の血を汲んだ蝦夷が島の先住民族を髣髴たらしめた。

斯ふして引き出された熊は、義務館横一町ばかりの畑地の中で十数名が花矢を射て猛り立たせ、最後に頸を絞めてしまつた極く簡単なものであつた。当日は普通ならば三日も前から同志ドブクに浸つて酔ひ崩れるばかりではなく部落の若者も老人も口集まるのであるが奇態なことには伏古部落の者は一名も集まらずに却つて他部落のもの^(*)と佐口木文勝とがやつた様な観があつたのは保導員が徹底的に部落^(B)を教導したためと同じ時刻に日新小学校に開かれた勤週講演〔会〕には四十余名の集會者があつ^(C)盛會であつた相であるから仲口向上したものだ。

〈1926(大正15・昭和1)年〉

1926(大正15)年11月30日付

吉田〔日〕新校長／蕃童学校／視察

伏古の日新小学校告日^(マ)氏は、本道における旧土人教育に身を献げて以来既に二十余年、本道における第一人者として有名である。同氏は来月二日帯広出発、三十五日間の予定を以て台湾に至り、同地における生蕃の児童を如何に教育するか^(マ)に就いて蕃童学校視察の途に上ることになつた。

1926(大正15)年12月15日付（2）

南十勝処女地に天地を求めて／音更旧土人近く
移住／広尾干潟川沿岸に

滅び行く民と呼ばれ、自滅の民と云はれてゐる新府の民アイヌ民族も、年と共に幾らかづは殖えて行く。先年給与地を与へて保護政策を布いて以来、彼等は定められたる地積の中に、限りなく殖ゆべき可能性を持つ家族を引具して移

り住んだ。爾来保導員の指導を受けつゝ和人との生存競争にたえて幾十年間かは過ぎた。而もこの試鍊^(マツ)を経つゝ來つた彼等は、数十年前新府当時の彼等に比しては遙かに向上もし、人種的に改善もされてゐる。この旧土人も今では多くの家族を擁し、長男次男は既に妻帯し孫も生れるといふ具合で、従来給与された地積内に生活するには余りに面積が小さ過ぎるので、自然其処には人間が過口が出来、生活難が生れる。之れを救済する一方法としては、彼等の新しき家族に土地を給するの外はない。さりとして個々別々に給したのでは、先天的な彼等の怠惰性は、或は其の土地を売らしめ或は他に転貸せしめたりして成功が覚束ない成から、河西支庁当局は之が適策として民族的移住を試み様とし、近く音更部落の川上喜代松外十二名を干潟川沿岸に家族共四十余名移住させることになつた。世界歴史に劃時的^(マツ)一大^(マツ)記録を残した彼の民族遷徙それにも似て、彼等が南十勝の処女地に開拓の鍬を振ふ様子が今から美しい詩として口又悲惨なる人類哀史として、吾々に深刻な印象を止めるであらう。

(1927(昭和2)年)

1927(昭和2)年3月13日付(3)

据置貯金を楽しむ／伏古の旧土人／酒に代へて
右から左に／費つたのは昔のこと

伏古互助組合が現在旧土人に給与してゐる畑地の総反別は二百十八町八反六畝二歩で給与を受けてゐる旧土人は五十四名ある。孰れも皆余分の畑地を和人に貸付け、地主気取で年々尠からぬ年貢を取り立てゝゐる。それで中には随分ヒドイのもあるが、和人の労働者など足下にも寄りつけなほど裕福な生計をしてゐるのが多い。けれ共彼等の多くは金より酒といふ連中なので、折角辛棒して溜めた金を瞬く間に消費することが往々ある。此処に互助組合の事務を司る者の苦心があるのだ。現在組合には彼等が納める貸地料の二割を合意の上で据置貯金としてきたのが二千四百二円六十八銭と言ふ大きな額になつて預金されてゐる。これ等は土人の申し出に依つて何時でも払ひ下げることになつてゐるので、

悪づれのした土人は酒が欲しくなると引出しては飲んで仕舞つたものだ。其処で組合でも考へ、病氣治療とか住宅建築と言ふやうな場合でも、今ではヨク〜調査した上でなければ貸出さないことになつてゐる。係りの小野さんの話では、据置貯金と言つてもタゞ名目だけで毎年大抵七月から八月にかけて綺麗に無くなり組合の基本金から年貢の前借りをする者が多いさうだが、中には据置貯金に絶体手をつけずに溜まるのを喜こんでゐる向も五六はあると言つてゐる。

1927(昭和2)年5月4日付(3)

伏古の旧土人等／先祖の靈を弔ふ／部落民総出
で共同墓地の／手入れや植樹をなす

伏古旧土人二十八名は、一日二日の両日、小野保導員の指揮で先祖の靈を弔ふ同地旧土人共同墓地の手入れを行ひ、周囲に九百本からの植樹をなしたが、同墓地は曾つて本紙が報じたやうに墓標を踏みつけて歩く私道が出来てゐたりして非常に和人のため荒されたものである。然し今後は今回の手入れによつて斯うした理不尽な和人も尠くなることであらう。

1927(昭和2)年5月8日付(2)

先づ「独立独歩せよ」と／けふ十勝旧土人有志
大会／虐げられつゝ亡び行く民族に／奮然起つ
た旭明社の旗揚げ

十勝国における旧土人の有志大会は、明八日午前十時より十勝公会堂に於て開かれるが、今其茲に至つた経路と趣旨を聞くに、彼等民族は明治八年以来国家の保護によつて終始してきた。それがため近時における一般土人の民族的傾向は痛く依頼心が擡頭し、自発心もなければ向上心もない、只盲目的に組合や指導員の索引的^(マツ)指導に追従してゆく有様となつた。そうして社会よりは劣等民族被救恤民族として冷眼視され、例へ其中に立派な者があつても一向に認めない。汚家に住み、馬や牛の骨を背負つて路傍に酒によひ潰れて倒れてゐる土人も、立派な家に住み国税の年額四十円を納めて相当社会に尽してゐる土人も、社会の眼からは劣等民族であり被救恤民族としかみてくれない。かふしてみると立

派な土人にとつては気の毒な話しである。茲に於て奮起したのが止若の青年山川廣吉君であつて、同君は早く此志を抱いてゐたのであるが、其機会を得ず、今回彼等民族に最も深き関係と同情とをもつ河西支庁の社会主任喜多章明氏を介して一般同志を叫合して別項記載の旭明社を組織し、進歩したる土人のみを以て大いに同族の向上を図る事になつたのである。

旭明社綱領

一、本社は^(戊)戊申詔書並に精神作興に関する御詔書の趣旨を奉体し、健全なる国民精神の涵養並に生活改善を図るを以て目的とす。

二、本社は同人組織とし、同人は独立の生計者にして相当学力識見ある土人たること。

但指導教化上必要あるときは和人を加入すること得。

三、本社の事務所は担当幹事の宅に置く。

四、本社は第一号の目的を達するため左記事業を行ふものとす。

(イ) 講演会講話会の開催

(ロ) 各種の出版

(ハ) 社会改善生活向上に関する普及徹底を期すること

五、本社の役員を置き同人の互選とす。

(イ) 庶務幹事一名

(ロ) 補助幹事二名

六、本社の維持費は篤志家の寄附並に出版による事業収入を以てこれに充つ。

七、本社は毎年一月總會を開き事業並に前年度の決算報告をなすものとす。

1927(昭和2)年5月10日付(2)

侮辱と迫害の前には／飽迄結束する／悲壯を極めた昨日の／十勝「旭明社」の発会式

同族の向上発展を目的として産声高く生れた旭明社の発会式は、既報の如く八日午前十一時から十勝公会堂大広間に挙げられたが、寄り集ふ旧土人孰れも和人の侮辱と迫害を憤り、飽く迄結束せんことを誓つた。就中音更から馳せ参じた中村要吉クンの如きは、お酒で充血したアイヌ特有の目を剥き、和人の餓児に至るまで俺等をアイヌ〜と蔑すむは怪しからぬとて、長い

毛の生へた拳で卓子を叩き齒を噛む始末で、悲壯の氣堂に満ちた。纏て彼等種族の味方であり発起人である喜多社会主任は、開会を宣し議長を選したが、満場一致で新しい思想を持つアイヌとして評判の伏根弘三さんが選まれ、アノ見事な白髯を撫し乍ら議長席に就く。來賓として本社林社長と和嶋タイムス記者は祝辞を述べたが、昨報の旭明社綱領の協議に端しなくも中村要吉クンがいきりたち、「相当学力識見ある土人」とは何事か、と土人でふ文字の削除を提議したが、「サンネン(残念)タガ仕方ナイ」といふ伏根議長の言に一同が賛し、削除の必要なしとされたので、無念遣る方ない要吉クンは涙を浮べて「飽く迄旧土人と呼ばれ〔る〕なら僕帰る」と駄々つたが、彼等から旦那と呼ばれる喜多さんの調停で漸く納得し、最後まで不満そうな顔をしてゐた。庶務幹事には喜多氏が選ばれ、補助幹事も各部落に一名宛選ばれた。かくて午後三時過ぎ有意義なこの会合も終つた。次は当日の出席者と議論沸騰した協議事項である。

協議事項

部落民にして自発的に自作せしむる方如何。

部落民をして自発的に貯金を実行せしむる方法如何。

部落民をして部落に愛着心を涵養するため適當なる娯樂及び慰安の方法を講ずる具体的施設如何。

毎年一月總會を開催に付此方法如何。其他希望事項。

中村秋吉、山西吉哉、中村鉄之助(池田)谷口其太郎、古川辰五郎、伏根弘三(帯広)、浅山時太郎(士幌)中村要吉、中村喜代次、川上円治、西川竹次郎、竹内光太郎(音更)山川弘、吉田菊太郎(幕別)田中栄之助、江井徳市(芽室)萩原モンサキ、澤井初太郎、岸田土三郎(本別)

1927(昭和2)年5月10日付(2)

毎日片々〔抄〕

十勝アイヌの先覚者、旭明社を組織し、発会を挙ぐ——種族の保護より脱して自奮自発、生活と地位の向上は頗る良い計画。

1927(昭和2)年5月10日付(2)

編輯余録

十勝アイヌ族諸君が、時代に目覚めて旭明社を造り、同族の滅亡より脱して新興の気運を作り、和人同様の地位を得べく大に奮起せんとするは喜ぶべきである。然し旧土人の政府補助精神を没却し、徒らに大声疾呼して人種的偏見熱を煽る如き動機を造る事無き様注意すべきだ◀アイヌとか旧土人とか称する語は、決して和人の軽侮せる言葉では無い。土人とは其土地の土着の先祖を意味し、アイヌとは世界的学術語で種族の固有名詞であるから、此等の語は断じて侮蔑の意味に非ざる事を記憶すべきだ◀アイヌ種族諸氏が日本人としての権利義務は同等である以上、生業に徳義に衛生に学問に進歩発達を見せたなら自然と和人より尊敬される。人種の差別は断じて有るべきで無い事を信ずるが良い。

1927(昭和2)年5月19日付

日新小学校長／台湾出張

河西郡日新小学校訓導兼校長吉田巖氏は、昨十七日附道庁より学事調査の為台湾に出張を命ぜられたが、近く出発する由。

〈1928(昭和3)年〉

1928(昭和3)年2月28日付(3)

伏古の奉迎準備

秩父宮殿下を御迎へ奉る光榮に浴したる伏古旧土人部落民は、数前日より一戸一名宛出で除雪道路直し等に従事した。

1928(昭和3)年12月14日付(2)

土人給与地／入地者に補助／指定地紋別原野／一戸百五十円宛を

旧土人の保護施設として前年広尾村紋別原野に創定された土人給与地は、希望者を入地せしむ

ることに決定したが、入地者に対しては小屋掛料として一戸当り百五十円を給与することになった。

〈1929(昭和4)年〉

1929(昭和4)年1月9日付(2)

旧土人の保護施設／指導方通牒

旧土人の保護施設に関しては単なる救済のみにはあらず、今や萎縮せる彼等の同族精神を振作して自主独立の社会人たらしむることは当局の緊要なることに鑑み、旧土人の青年団を設置することに決定し、各町村に向つて河西支庁より通牒を發した。

1929(昭和4)年3月3日付(2)

旧土人挙つて／会館費を寄附／三十二名から五十五円／講演に感動して

河西支庁管内における旧土人は、近時著しく面目を一新し、曩には十勝アイヌ青年によつて同族向上を目的とする旭明社が創設され、着々時代に順応すべく努力しつつあるが、今回伏古コタン旧土人一同は、去る二月十一日同地会館に於て精神作興の講演会を開催し、共際講師として来場せる河西支庁社会主任喜多属より十勝会館建設の事を耳にするや部落民は吾等本道の先住民族が此十勝国民の壮挙と言ふべき会館建設に際して後援を為さざるは、祖先の面目を失するものとして、同地の酋長伏根氏が即時二十円を醸出したるを皮切りに、部落民一同申し合せて田村吉郎外三十三名の者より本日更らに金五十五円を会館建築費の内へ寄附申出でて来た。今や虐げられたるアイヌ族もシャモも洗足の勢である。寄附氏名は左の如くである。

谷口清太郎、平野伊三郎、桑原直彦、清水勘五郎、田村吉郎、中川徳、大谷勘太郎、木村庄太郎、三浦才太郎、泉儀雄、山本利太郎、安田喜太郎、淵根悦馬、小川瀧太郎、武田セツ、沼田太作、西村吉太郎、荒田良作、淵根シナ、岩崎カヨ、板垣ユキ、上野タケ、歴舟又太郎、古川守三治郎、吉根リソ、黒田キヨ、福嶋喜助、天木治一郎、遠藤岩太郎、佐々木彦治郎、鎌田秀太郎、加藤ハナ、近井フク、

佐々木彦作

1929(昭和4)年5月1日付(2)

互助組合の改革案／河西支庁長に陳情

旧土人の生活を向上せしむる目的の下に互助組合の設立を見てゐるが、実体に当つて動もすれば組合幹部は和人小作人の利益を保全する傾きは組合設立の精神に反するを以て、帯広互助組合の田村外二名は左記三項の改革案を河西支庁長に陳情した。

▷給与同族に於て償供の希望者あるときは同族に貸付し、^(附)当余剰ある場合に限り和人に貸付すること。

▷組合の評議員は選挙に^(代)代る。

▷組合の予算決算は組合の決議に依ること。

1929(昭和4)年5月8日付(3)

物置同然な／伏古記念会館／旧土人が勝手に使用してゐるとの噂

昨秋の御大礼を記念すべく、伏古互助組合が多額の費用を投じて建設した記念会館も、近頃では公共の会議其他月三四回より使用せられず、外は附近居住の旧土人によつて物置の如くなつてゐるが、之れでは御大礼を記念した意義ある伏古会館も意味なきものになつてしまふと一般識者間に非難の声が高いが、町当局では之れに対し何等かの対策を講ずる^(必)必要がなからうかと云はれてゐる。

1929(昭和4)年5月31日付(2)

優良部落の／視察に／十勝旧土人／三日出発す

管内伏古、本別、幕別、音更、芽室、池田の六部落の旧土人代表者二十名は、河西支庁喜多社会主任引率の下に、来る六月三日出発、一週間の予定で道内殊に日高の優良部落の視察をなすと。

1929(昭和4)年8月13日付(2)

明年帯広に／アイヌ会館建設／旭明社総会で決議す

内容に於て、その経済的資力に於て、全道随一の旧土人互助組合であると道庁社会課より折紙

をつけられてゐる十勝聯合互助組合員等によつて組織されてゐる十勝アイヌ旭明社の総会は、去る十日午後一時より帯広町姉妹校に於て開催した。

岡本鉄太郎(池田)^(マ)小川廣吉(幕別)伏根弘三(帯広)田村吉郎(同)吉田菊太郎(幕別)萩原茂仁崎(本別)川田栄次郎(池田)山西吉哉(池田)小島藤吉(同)

の青年アイヌ達が交々と壇上に立つて同族の人格的向上を論じ、和人に互してそんしよくがあつてはならぬと大気焔をあげて大盛況をみせて、最後明年帯広町南十六条九丁目(元刑務所高台)にアイヌ会館建設を申合せて散会した。

1929(昭和4)年9月6日付(2)

十勝旭明社／緊急幹事会／八日姉妹校で

来る九月八日午前十時より帯広町姉妹高女校において、十勝旭明社の緊急幹事会を開催するはずで、当日は旭明社の重要事項を附議する予定。

1929(昭和4)年11月9日付(3)

アイヌ会館／明春帯広に建つ／目ざめ行く青年の要求から／旭明社の喜多氏語る

一千三百余名の社員を有し、同族の向上運動に突進してゐるアイヌ民族の手に成る十勝旭明社は、全道的に其の冠たるものであらう。今や目醒める民族の熱望は、三千余円を投じ帯広町に地を卜し、明春早々旭明社会館を建設すべく具体運動に着手した。これが完成のあかつきには、旭明社員は会館を中心に人格の修養に著しい進出を示すであらうと各方面から多大の期待を以て迎へられてゐる。アイヌ民族の問題に就て、河西支庁喜多社会主任は次の如く語つた。

最近殊に痛感し、近き将来に於て是非共も改革しなければならぬことは、旧土人教育上の特殊教育の弊害(土人のみを集めての教育)である。帯広町にある日進^(マ)小学校の如き二十余名にすぎないアイヌ民族の子弟のみを集めて、一人の教師が六学級を受持ち、国費三十余円を投じてゐるが、その教育には多くの遺憾の点が存在してゐる。斯の如き教育機関を廃止して帯広町の各小学校に収容し、和人と

の混合教育をしなければならぬと思ふ。土人のみが特殊教育は、その天地を以て満足するの弊害があつて、社会人となつても牛馬が手綱を引かれて行くが如き観があつて和人と競争して行く気概に欠けてゐる処が多い。今度の会館建設の叫びも、混合教育をうけてゐる本別、幕別両村の青年に多く彼等の政治的思想も和人に遜色はない。河西支庁の消極運動も愈々打ち切つて、今後は社会事業方面に積極的な運動に猛進して行く考へである、云々。

〈1930(昭和5)年〉

1930(昭和5)年5月30日付(3)

アイヌ族のため伏根氏獅子吼／旭明社青年の応援で／昨夜軍人分会々館に

乱戦の最中、遅れ走せ乍ら突如伏古より同族を地盤とし立候補した伏根弘三氏は、昨二十八日午後六時より、在郷軍人分会に於て政見発表演説会を開催。応援弁士として飯島弁護士、渡辺礼二氏の外に、旭明社側より高橋勝次郎、吉田菊太郎の両士出演。最後に伏根候補立つて亡び行く同族の為に大いに獅子吼し、盛会裡に同十時散会した。

1930(昭和5)年8月13日付(2)

和人の学校にアイヌに通はせて／特殊校を廃止／来る廿六日道会議事堂で／全道アイヌ大会を開く

(札幌支局)全道アイヌ大会は廿六日道会議事堂で開かれる予定だが、折角の大会を見世物扱ひされては可哀想だと、岩本学務部長は未だ書類を握つたままである。道庁の意見では最近のアイヌは決して和人と異なるところはなく、むしろ乞食が一人もをらぬ点は和人より優れてゐる。それに対して土地の所有権の如き法規で束縛しておくのは不合理であり、土地所有権制限の緩和を行ひまた児童の教育の如きも特種学校を廃止して一般和人の小学校へ通はせることにしようとして具体案を作り、近く審議会を開き審査の上大会にかけると。

1930(昭和5)年9月7日付(2)

十勝旭明社主催／青年弁論大会／アイヌ民族の使命を叫ぶ／帯広に於て七日午前十時

十勝の先覚アイヌ青年を以て組織せる旭明社では、来る七日午前十時より帯広町役場楼上に於て弁論大会を開催し、併せて左記議件を附議する事になれるが、出演弁士は左の通りである。

一アイヌ民族の使命 幕別 高橋勝次郎

一農業経営に就て 池田 山内精一

一時代に棹して 音更 早川政太郎

一晴れよ低雲 伏古 古川忠四郎

一吾等の行くべき途 幕別 山川嘉二三

一アイヌ同族と酒 帯広 伏根弘三

一同族よ覚めよ 幕別 吉田菊太郎

一アイヌ民族の過去と将来 社長 喜多章明
議 件

一土人病院設置に関する件 吉田幹事長提出

二本社功労者に対する功労者表彰に関する件
喜多社長提出

三本社名称改正に関する件 喜多社長提出

1930(昭和5)年10月7日付(3)

近く落成する／幕別矯風会館／アイヌ族啓蒙の尖端に立つ／吉田旭明社主幹の努力

十勝アイヌ旭明社主幹土人保導委員吉田菊太郎氏を会長とする幕別矯風会では、修養場として会館建設を計画中の処、此程札内角田平一郎氏と建築工事契約整ひ本月中旬迄には落成の由なるが、尚同村には住宅改善の為互助組合長渡部辰衛氏の熱誠に依り本年度既に柵屋に改造されたもの七八戸あり、尚現在工事中のものもあるとのことなれば、近き将来には本道古潭中の模範部落になることを一般が期待してゐる。

因に矯風会は白人古潭居住土人をして組織され今回の会館建築費の如きも同会員一同の一致共力共同耕作の収益金によるものなるが、かゝる同族の発展向上は、単り同族の喜びばかりでなく一般の喜ぶべき事である。

（1931（昭和6）年）

1931（昭和6）年2月18日付（2）

懇談会の名称の下に／全道愛奴大会／今夏札幌に開催する

（札幌支局）昨年開催の予定であつた「アイヌ大会」は、種々の関係で実現をみなかつたが、アイヌ有志をはじめ各関係者を以て組織されてゐる北海道アイヌ協会では、今夏札幌市において懇談会の名称の下に全道のアイヌの代表者を集めて大会を開き、アイヌの与論なるものを一般に呼びかくべく目下計画を進めてゐる。開催時日は近く決定をみる筈である。

1931（昭和6）年4月22日付（2）

来る八月に／日進校を廃止／和人士人を区別しない／児童は一般校に編入

帯広伏古にある庁立日新小学校は旧土人児童を収容せる小学校として頗る由緒があり長い歴史を有し〔て〕ゐるが、旧土人の実生活の状態並びに帯広町の実情に徴して、和人と旧土人との区別をする必要がないと認め、道庁では来る八月三十一日限り該日新校を廃止するに決定、児童は伏古校および帯広校へ入学編成せしむることゝなつた。

1931（昭和6）年4月22日付（3）

伏古日新小学校／廃校問題悩む／廿七名のアイヌ児童は何処へ行く？

来る八月末日を以つて廃校になる伏古土人児童を収容してゐる庁立日新小学校は、現在在校生廿七名で、廃校の暁は通学区域の関係上帯広校に収容するか、或は伏古分校に収容せねばならぬが、帯広校に編入するなら問題はないが、伏古校に収容すると学級増加をせねばならず、殊に校舎は腐朽使用に堪えず、町としては校舎の増改築を行はねばならず、町財政逼迫の折柄又一悩みである。これに就いて伏古互助組合理事小野町役場書記は語る

昨日吉田日新小学校長が来庁されて、学校廃止と決定してから意見を求められても回答の余地がないとかなり昂奮されてゐた様であるが——自分の感想としては『和人と同じ様に

普遍的な教育を授けることは理想としても、亦旧土人の知識開発の上にも、或は種族差別廃止の見地からも、洵に結構な事であるが、伏古小学校に通学するには余りに距離が遠過ぎるし、伏古分校に通学するとせば増築をせねばならぬ事となり、町として町長帰帯まで意見発表を保留してある。然し土人児童は和人児童よりも智的に進んでゐないのと、風俗習慣の異なる点から、又は圧迫を受けると云ふ編見から、就学を好まぬ様になるのではないかと大いに懸念に堪えない、云々。

1931（昭和6）年8月2日付（2）

ウタリー協会

（札幌支局）ほろびゆく民族一本道旧土人のため北海道アイヌの教導衛生施設等に種々貢献して来たが、今回更に事業を拡張しその実績をあげるため、同協会をウタリー協会（アイヌ同胞）の意と改め、男女青年の修養教化機関として益々尽力することになつた。

1931（昭和6）年8月2日付（2）

努力と向上／着々と楽園を建設する／幕別白人土人部落／ウタリーの先覚吉田君奮闘の成果／文化住宅は何を語る

幕別村白人納税組合が昨年三月に組織された。

本組合は各種の課税公課を納期限内に完納するを以て目的とす。

そして此財源捻出方法がまた頗る振つてゐて、羨やましいものである。それは部落の中央に二町歩の土地を相して、一戸から一名宛三十人の男が出て、耕鋤から播種刈入れまで共同で行つて之を組合の維持費に充て、税金に振り当てると云ふやり方である。

◇

此白人部落は地味が肥えてゐる為に甜菜にごく適してゐるが、過般甜菜耕作改良組合をつくつて吉田君が農事試験場で講習を受けたのを頒けて成績又良好である。其他彼の理想に、物品配給所を設けると云ふ事がある。其担当者もきまつてゐるとの事で——総てが自治的に行かうとするのが彼の念願でもある。

◇

吉田君の住居は四十一坪、厩舎が二十四坪、堂々たる邸宅で此程完成し、立派な書齋もあるし床の間に花が生け軸物が光つてもある。同族の住宅も凡て二十余坪のもので、話題は家が立派になつた働きに励みがついた。従来は少しも顧みなかつた風呂が欲しいと云ふので、帯広の光村金物店から六円二十銭の鉄風呂を各戸に求めて一日の汗を流してゐる。長生きが出来る有難い、と住居と風呂で初めて彼等に感謝の生活が恵まれたのである。

◇

近頃のウタリー（同族）はみんな弱くなりましたよ。第一骨が細くなりました。

これは栄養が不良な為でせう。私達の祖先は見事な体格だつたさうです。それは山に狩して熊や鹿の肉を喰ひ、川に漁して鮭鱒をたべ、之が日に三度〜の食事だつたのに、今のウタリーは和人と同じく米のご飯を頂戴しますので——此米が未だにピッタリ身体に適應しない為かも知れません。

◇

同族の瘧れる病氣は一番結核が多いのですが、之も深酒の結果だと思ひます
之が吉田君の^(マ)營養研究の一端であり、這般の消息を物語るものでもありました。

◇

更に吉田君は舌に熱を含んで語ります。

土人地問題で随分騒がれましたが、寧ろ私共丈けで土地売買が出来るものでしたなら、こんな失敗も非難もなかつたと思ひます。土人保護法だつて古いものじゃありませんか。我々は我々の手で此部落を治めて行きたい、自治的に進みたいのが願望です。アイヌにまかして置けば間違が出来から支庁のお役人様方や村長様方が何かと御心配をなされて色々御世話をして下さいまして、あの失敗じゃありませんか。之が私達丈けの失敗でしたら諦もつきますから……。シヤモだつて落伍するものが相当にあるじゃありませんか。監獄に行く者もあるじゃありませんか。アイヌだつてそう〜そうぐうたらばかり居る訳じゃ

ないでせう。

之が大なり小なり彼等の脳裏に映ずる自治的精神の炎なのであります。

◇

熊の頭、それが偶像的崇敬の対象物であるが、此文化コタンには見出せず、柳を削つてつくつた「イナホ」が神のかたちであるとの事でした。それに敬虔な礼拝をして彼等の幸福を願ひ此チロツトコタンの平和を祈つて筆を擱きます。

(完)

1931(昭和6)年8月6日付(3)

火と燃ゆる／同族向上の熱論／全道旧土人青年大会

バチエラー氏主催の旧土人青年大会は、既報の如く二日午前八時から札幌^(機)幌祐幼稚園において開催。出席者は主催者のバチエラー氏はじめ道庁西田社会主事、喜多社会事業主事及び全道から集まつた青年七十二名。先づバチエラー氏の提唱するビー倶楽部設立の議を諮つたが、これは少数否決となり、農漁山村の副業問題は時間の都合で上議に至らず、アイヌ協会の支部を全道に設置する件(八ヶ所新設)のみ可決。次いで左の諸君の意見発表にうつつた。

◁小川佐助(浦河) ◁森竹〔竹〕市(門別)
◁古川忠四郎(帯広) 伏根弘三(帯広) ◁貫塩喜蔵(美幌) ◁早川政太郎(音更) 向井山雄(伊達)

いづれも土人学校廃止、混合教育希望、初等教育の完備実力養成等を力説。小川佐助君の土地五町歩制限の不可論、向井山雄君の保護法についての感想、共有財産合同論等注意を惹いた外、伏根弘三君の熱心な禁酒論等、いづれも同族向上の燃える様な熱論を吐いて、午後三時閉会。五時から一同豊平館におけるバチエラー氏の晩餐招待会に臨んだ。

1931(昭和6)年8月30日付(2)

日進^(マ)閉校式挙行

旧土人教育機関として開進校と共に十勝教育界に貢献する処多かつた日新小学校閉校式は、廿九日午前九時半より同校に挙行されたが、清水

支庁長、高橋視学、吉田校長有志多数列席の上
行はれ、茲に歴史ある土人校は廃止されるに至
つた。

1931(昭和6)年11月21日付(2)

**旧土人の陳情／和人一手の傾向がある／救済工
事の分配を要求**

凶作による救済工事施行に関し、ややともすれ
ば旧土人が和人に圧迫され、救済事業は和人の
一手販売の如く振舞ふ傾向あるに鑑みた荒本別
村長並に太田利兵衛氏兩名は、同村土田、萩原
の両旧土人代表を同行、去る十八日出札し、救
済工事は和人、旧土人に対し平等に請負はせら
れ度い旨請願する処あつたが、当局も意を了と
するところあつた為、一行は廿一日帰村の途、
河西支庁を訪れ、尚重ねて右案を陳情した。

〈1932(昭和7)年〉

1932(昭和7)年3月10日付(2)

**幕別村矯風会館に於て／十勝公友会支部總會／
總會の決議によつて村議候補数名を擁立／新興
勢力の擡頭注目さる**

八日午後七時より、幕別村白人矯風会館に於て
立憲十勝公友会支部創立總會が開催された。定
刻吉田菊太郎氏開会を宣し、栗山幹事帯広公友
会の趣旨を説明し満場異議なく支部設置を決定
した。吉田菊太郎氏座長席に就き、諸般の議事
を審議して、午後八時半盛会裡に終了した。当
日参加者は六十余名である。幹事選挙の結果、

吉田菊太郎、安藤喜四郎、上田磯次郎（以上
白人）清水市太郎（上札内 〇）高橋勝次郎、
山川嘉二三（いかん別）

の六氏に決定した。同会支部では今後極力会員
を募集すると共に、来るべき幕別村会議員総改
選に際し、会員中より数名を立候補せしめ、必
勝を期せんと意気込みつつあるが、村政の腐敗
と村議の醜状によつて醜態を暴露した幕別村政
の革新上、各方面よりこの新興勢力の擡頭は頗
る注視的となりつつある。

〈1933(昭和8)年〉

1933(昭和8)年6月30日付(2)

**池田町に於ける／堤防地紛争／土人の要求を道
庁が一蹴／問題は再び悪化の様**

曩に屢々紛争を惹起した、池田互助組合対旧土
人間の十勝川堤防敷地問題に関する紛争は、十
勝支庁の斡旋によつて這般池田互助組合長並び
に旧土人代表者を支庁に招致して、両者の意を
総合して支庁当局において協調せしめ、問題は
一段落を告げてゐた。即ち

従来通り互助組合に於て、道庁よりこれ等の
土地を借り受け、然して旧土人間には何等利
益を取らず貸し、若し旧土人間に於て借る者
がない場合に於ては、止むを得ず和人の使用
希望者に貸すといふことであつた。而して和
人の貸付に対しては規定に依り百分の五の利
益を取るといふことが条件つきとなつて、そ
の利益は旧土人の救済に当てるといふことにな
つてゐた。

然るに旧土人間においては、これを了とせずそ
の後直接道庁に対し、これ等の堤防敷地を旧土
人に直接貸し付けてほしいといふ陳情をなした
ので、此処に問題は再び再燃するに至つたが、
道庁においては、かかることは旧土人が同情に
すがつて不当なる利益を収めんとする魂胆から
だとして一蹴してゐるが、支庁当局においても
又此の問題に関し何等かの方法において調停に
当るであらうと見られてゐるが、成行は注目さ
れてゐる。

1933(昭和8)年6月30日付(2)

**綜合教育空論の犠牲／日新校の復活論昂る／廃
校するのが既に無謀**

帯広市外伏古の旧土人子弟を教育するため明治
三十七年五月以来特設されてゐた日新小学校は、
一昨年八月三十一日をもつて廃校となり、当時
の児童二十八名のうち尋常一年より三年までが
伏古小学校分教場に、四年以上は総て帯広校に
それへ収容され今日に至つてゐるが、当時の
廃校理由の表面的のものは、時代的に和人と旧
土人とを区別する施設は好ましくない、殊に思
想的に眺めても悪影響があり、文化程度の進展

につれ当然此種特種施設は廃止すべきであると言ふにあり、当時前記日新校及び音更村開進校ならびに芽室の一枚の三校が同時に廃校となつたものであるが、実際的な裏面の理由は要するに当時の緊縮方針に崇^(崇)られたものであつて、道内教育費の調節緩和を図るには国費支弁校の組織変更も亦止むを得ぬと言ふにあつたもので、当時学務部内にも、社会課は極力廃止の一点張りに対し、教育課は単に経費の問題のみで廃止するが如きは正当の理由とはならぬと云ふ説を持ち、意見の一致を欠いた事実さへあつたものゝ様である。然るに最近に至り學術上の研究、教育上の視察が多くなつた關係上、東北道道の中心帯広に其存在のない事は研究上の一問題でもあり、殊に旧土人の成績品提出の希望があつた場合になど兎角、不都合を生ずる場合があり、研究資料として帯広に旧来通存置せしむる必要があるとの声が道庁内にすら起つてゐると言ふが、右について、多年アイヌの生活にふれ、而も日新校長として永らく在任し、退職後は只管アイヌの資料取纏めに寧日のない、殆ど私設アイヌ資料館の趣きある吉田巖氏を訪ふて見ると、「廃校当時ですら其意見を聞いて居りました。要するに民政党的所謂緊縮方針の犠牲になつたものだから、今後請願或ひは建議の形式でも再現せしむるやう運動すべきであるといふ様な事を、日新校視察に見えられた政友会の某代議士が既に私に語つてゐられた事も御座います。或ひはその代議士のいはれた如く、斯かる国家的施設を単純な理由で廃止するが如きは無謀なやり方であつたかも知れません……然し私として今、これに対し何んとも申上げられるものでなく、又資格も有して居りません」

云々と語つてゐる。

1933(昭和8)年7月2日付(3)

アイヌ博物館の／位置を誤らぬやう／旧土人教化に一生を捧げ尽した／帯広の吉田巖氏語る
殆んど過去半生を旧土人子弟の教育に身を捧げ、側ら凡ゆる方面の調査研究につとめ、最後の帯広字伏古、土人学校日新校の廃止とともに職を

去つて、爾来、廿五ヶ年に亘り教育実務者として体験した諸般の資料を整理し、これを取まとめて終生の事業とし、世に出だすべく殆ど寧日もなく稿を急いでゐる帯広、吉田巖氏を訪へば、事アイヌに関する事柄である限り何れの方面についてもその研究極めて深く、且つその資料の豊かにして貴重なことに驚歎せしめられるが、最近本道有識者間の問題となつてゐるアイヌ博物館の建設について、大要左の如き意見を吐露してゐる。

考古館或ひは博物館といふやうなものを特設せよといふ要望は随分前からあつたもので、アイヌ族を知るために或ひは保護指導のためにも是非必要なことである事は充分認められるが、その施設を土人部落内に置かうとする意見には絶対に反対である。アイヌ部落其物を見せものにする⁽⁷⁷⁾ことは面白くない許りか、土人教育の根本問題たる同化教策にも相反することでもことに罪惡である。かつて旧日新校々舎を其儘博物館的なものにしようとの説も当時あつたが、極力反対したものである。幸ひその儘になつてゐる事は嬉しい。施設は飽まで必要であるが、本道的には例えば札幌とか、帯広でいふならば部落を全く離れた位置に建設すべきであらう

と語り、更に土人教育に関する諸般の興味ある意見が尽きなかつた。

1933(昭和8)年7月29日付(4)

日進校復活／実情に適するアイヌ教育／部落民も出現を望む

十勝アイヌ児童の教育機関として特色のあつた伏古の日新校と音更の開進校は、共に昭和七年をもつて廃校されてゐるが、部落民からはその後の実情からこれが復活を望むもの多く、該施設の廃止が余りに早かつたと批評されてゐる。十勝支庁では、開進校は別としても、日新校だけは復活が若し出来るならば実現させたいとの意嚮があり、若しこれが不能であるならば校舎を旧土人の訓育所とし、敷地五町歩は互助組合に払下げ共同実習場にしたいとあり、本廿八日來帯した道庁社会課喜多章明氏も此案に頗る賛

成し、三條社会係りの案内で同所を視察したが、此機会と喜多氏の視察によつて、歴史ある日新校は何等かの形式でアイヌ児童教化の殿堂として現出するものとみられてゐる。

1933(昭和8)年12月17日付 (2)

無智旧土人に喰ひ込む／奸悪極まる不正手段／保護法も机上の空論に過ぎぬ／本別町の某氏は語る

管内の旧土人は現在約一千名とされそのほとんどが農業者であるが、生活状態はいづれも悲惨極まりない状態である。彼等がなぜ当局の指導下であり土地の貸付も受けてをりながら和人に比しより以上の困憊を余儀なくされてゐるかは、要するに彼らの無知に乗ずる悪辣な和人の介入することによるものが八、九割をしめてをり、彼等の生活の状態を実地に視察すれば、道庁の旧土人保護法とは全く机上の空論に過ぎぬとは何人も察知し得られることで、旧土人を真しな態度で指導誘掖してゐる和人間に、旧土人保護法の徹底方が今さらに叫ばれてゐるが、右について、本別町における旧土人の救世主某氏は語る。

旧土人の無智に乗ずる奸悪者の態度は実に不届極りないものである。これは旧土人が余りにも法に暗いことも原因してゐるのであるが、例へば十円程度の品物を商店から買入れ、二三年も代金を支払はずに置くと、それが莫大な金額となつて居り、その為め道庁が折角貸付した土地などもその権利を取奪され、而して其の土地が規程の年限を得て私有物となつたやうな場合、直ちに負債の抵当として取られるとか、強制差押処分で競売に付されるやうなこと等は、些々たる茶飯事である。まあこれなどはほんの一例に過ぎぬものであるが、かくの如くにして旧土人は日一日と没落の過程を辿りつゝあるもので、此の儘で放任することは民族の更生上重要なことであるから、道庁当局は此際旧土人保護法を強調し、何とかして溺れ行く彼等を救つて貰ひたいと思ふ。

(1934(昭和9)年)

1934(昭和9)年3月26日付 (1)

アイヌ協議会

来る二十七日午後一時より、管内土人協議会を池田町役場において開催する。

1934(昭和9)年5月7日付 (2)

本別に旧土人修養館建設

本別町旧土人互助組合幹部萩原茂仁^(マ)、澤井八太郎、土田豊三郎三氏等は、同族の衰退と怠惰の弊を除去し、勤労精神の涵養と修養向上の道を開くべく、本別町に旧土人修養館を建設して、毎月二回位名士を招聘して講演等をなし、専心同族の善導に資すべく荒町長、小池助役に懇請中である。

1934(昭和9)年5月30日付 (7)

『アイヌ』の呼様^(マ)／廃止運動／全道一万五千の同族に／力強い目ざめの曙到来

亡びゆく本道の旧土人保護にかんして道庁当局は、従来の保護政策に根本的改革をくはへることになり、旧土人保護法の改正を計画してゐる折から、政府の保護政策をまたず、旧土人自身の中に目ざめた有志は、自発的に民族覚醒運動をおこしてゐる。それは現在一万五千の同族中青少年五分の一三千人とみて、これらを糾合して精神的実践的に全民族を向上せしむべく、全道に分散してゐるかく部落単位に青年団を組織し、道庁当局の後援指示をうけ、これを連絡する聯合青年団の結成にまで推しすすめんとするもので、これが第一着手の運動としてアイヌ乃至旧土人なる呼称の廃止運動を全道的におこすことになつたが、道庁もこれにたいし積極的に応援する模様である。

1934(昭和9)年10月28日付 (2)

音更日進の旧土人学校活用／文化機関に充当

最近廃止を実行した音更、日進^(マ)両土人学校は、敷地その他を道庁で管理することとなつたが、今後土人の訓育所としてアイヌ種族の会議、講演会、講習会、教化等の機関とすることに決定、多年の問題も漸く解決された。

1934(昭和9)年11月10日付(2)

伏古日新校の／校舎敷地を特売／互助組合の共有財産へ

旧土人の子弟教育に永い歴史を持つてゐた道庁立伏古日新小学校は、先年廃校となり、その後伏古互助組合で同校々舎並びに敷地約五丁歩の特売方を大蔵省に稟請してゐたが、過般千三百五十円で特売され同組合の共有財産となつた。これが^(マ)監理方法について大江市助役が七日出札し道庁と打合せをなし、該敷地の耕作希望者にたいし賃貸して収益を計り、校舎は共同作業場及び集会所として利用することとした。

1934(昭和9)年12月23日付(3)

民族協和を壇上に叫ぶアイヌ／川村青年本社を訪問

旭川市近文出身川村才登君は、多年アイヌ人にたいする世間の誤解観念をさとすべく努力し、かつてはアイヌ人の恩人バチエラー博士、新渡部^(フ)稲造博士とともに日比谷公会堂よりAK中継により全国にラヂオ放送をしたこともある熱血雄弁なるアイヌ青年であるが、昨二十一日来帯、帯広中学校、本二十二日午前十一時より大谷高女および庁立高女において講演をなし、生徒、職員に多大なる感動をあたへた。

同君は昨日正午本社をおとづれて語る。

「私はアイヌ民族と内地人との間に蟠る感情誤解の障壁を撤去して、互に和衷協力しもつて此非常時艱難を突破することが現在の急務であると信じ、何とかして民族協和の実を挙げたいと全道各地の中小学校を廻り所信を訴へてゐるものですが、この私の微衷をお汲み下さいまして御社も宜しく御助力下さい、云々、と眉宇に強い決心の意気を輝かしてゐた(写真は川村君)。

〈1935(昭和10)年〉

1935(昭和10)年4月6日付(2)

優良互助組合視察／伏古組員^(マ)の三氏出発

伏古互助組合では道内の優良互助組合の視察をするこゝとなり、左記日程で同組合評議員田村吉郎、佐々木良作、木村正太郎の三氏及び帯広

市役所社会係鈴木書記が赴くことになつた。

〔日程の記載なし〕

1935(昭和10)年7月14日付(3)

逆襲不平の連発に／道庁タジ／旧土人保護施設改善協議会席上／インテリ旧土人敦圀く

【札幌発】道庁社会課主催の旧土人保護施設改善協議会は、十日午前十時より札幌市グランドホテルにおいて開催した。来るべき通常議会に提出の旧土人保護法改正案の重要な参考材料たる職業指導、住宅及び風習改善等、旧土人生活の全般にわたる問題が提出され、旧土人中のインテリ及び旧土人研究の権威者たる

バチエラー博士 北大井上 犬飼 河野博士 高倉司書官その他二十余名

出席、職業指導にあつては、自小作とも一戸あたり耕地十町の耕作能力を有する程、旧土人の農業は進歩の域に達して居る事を述べ、土地購入資金の融通、既設の農事実行組合漁業組合に加入を許して、内地人と同様同的利益に均沾し得るやう、保護法の改正を強調、漁業にあつても、沖合漁業への飛躍を要望して、産業上に於ては内地人に一歩も譲らざる意気を示した。風習改善にあつては、

熊祭りは大正十三年の道庁通牒以来禁止されてゐるのに拘らず、視察団体のある毎に強制的にこれを行はしむる、公衆の面前に於て動物虐待をなすことは我々民族の本意とする処ではない、禁止の徹底化を図られたい。

と道庁に逆襲し、更に論旨を発展させて、

視察団体ある毎に我々民族を見世物扱にするのは我々の最も遺憾とする処である。

と責任の所在を問ひ、抱懐する不平不満を吐露して午後六時閉会した。

1935(昭和10)年12月6日付(3)

アイヌの名称廃止／代りに適当な呼方はないか／先住民族の上に／内務省の優しい思ひやり

【東京発】内務省がアイヌの地位をいはゆる和人並に引上げ、真に日本臣民としての待遇をあたへるための第一歩的準備として「北海道旧土人保護法」の改正に着手したことは、各方面に

多大の衝動を^(マ)るたへてゐるが、これが効果を
一層挙げるため、さらに内務省ではいかにも差別
待遇的な「アイヌ」「旧土人」の名称を永久に
日本語から抹殺することに決定、目下これに代
るべき適当な称呼を選定中で、これに対し民間
方面の協力も求めることゝなつた。「アイヌ」
にしても「旧土人」にしても、かゝる名称の存
在することは日本殖民政策の無能力を証明する
ものであり、皇沢普遍の見地から見てもはなは
だおもしろくないといふのである。これについ
て内務省社会局社会部長狭間茂氏は語る。

保護法の改正に着手したが、差別待遇の根本
条件みたいになつてゐる「アイヌ」とか旧土
人の名称がそのまゝ存在してゐるのでは、法
の改正も意味をなさぬので、この際かゝる名
称を思切つて廃止することゝなつた。その代
りの名称として適当なものがないので弱つて
ゐる。是非共広く民間の協力をお願いしたい。

〈1936(昭和11)年〉

1936(昭和11)年3月13日付 (7)

明日の糧もない餓死線上のウタリー／万策尽き
て共有財産支消方を／十勝支庁長に嘆願

数年来の打ちつづく凶作の痛手は、春を迎へん
とする最近になつて漸やく濃厚となり、明日の
食糧を何処に求めやうかと懊悩の日を送つてゐ
る農家は相当多い。ことに経済的観念に乏しい
ウタリーの困憊窮乏は言語に絶するものがあり、
遂先日音更村の同族が生活苦を悲観し縊死せ
るが如き生々しい事件があり、今や管内一千数
百のウタリーは餓死線上に彷徨してゐる。この
実情に鑑かみ、ウタリーの先覚者幕別村白人の
吉田菊太郎氏は、当局の救済策のみでは到底わ
れわれの腹を満たすに足りない故、この際何等
かの同族救援方法を講ぜざれば、音更のウタリ
ーの二の舞を演ずる者も続出し兼ねざるは勿
論、郷土を捨てる者も出で、今日まで折角当局
が努力してきた永住策も水泡に帰するに至るこ
とは当然であるとなし、十日同氏宅に、

本別代表者 土田豊三郎
芽室代表者 小畑 二郎
池田代表者 山西忠太郎

帯広代表者 田村 吉郎

の四氏の参集を乞ひ、緊急協議を行つた結果、
事茲に至つては旧土人共存財産（十勝支庁長管
理）のうち一部を支消し食糧を給与することが
先決問題であるとして決したので、直ちに嘆願書
を作製し、十勝支庁長および佐上長官あて提出
する運びとなつた。右につき当の吉田氏談

今になつては総て為し尽してしまつたので共
有財産の支消以外にはない。これに対しては
代表者と充分検討した、そして願書を提出す
ることにしたのである。万一これが実現しな
いとすれば、同族中には郷土十勝を捨てる口
のあることは確実だ。なほそれ以上の悲い事
実が我々の目の前に展開するだらう。しかし
当局者が現在の苦しみを耐へ忍べといふなら
忍びもしようが、食糧が欠乏して働かれる筈
はないのだから、本年の耕作は不可能となる。
結局は拱手して死を待つのみだ、云々。

1936(昭和11)年3月30日付 (3)

白人矯風会／表彰さる／シャモを凌ぐ／納税観
念

幕別村白人部落ウタリーのみをもつて組織され
てゐる白人矯風会納税組合は、諸税を完納する
こと十六年以上におよびその成績良好なりと口
口をもつてこの程佐上道庁長官から表彰をうけ
た。

同組合は組合長に吉田菊太郎氏を擁し、氏の
指導訓育下にあつて「仮令食はずとも納税だ
けは完納せよ」との義務観念を培はれてゐる
もので、今回の光榮も吉田氏の努力に俟つ処
が多い。

連年の凶作にその日の生活にさへ窮してゐる結
果、和人ですらやゝともすれば国民三大義務の
一である納税義務をおこたる者さいある折柄、
ウタリーのみをもつて組織された白人組合が表
彰をうけたことは和人を奮起させ義務観念を強
調させるものだと、幕別村民一同が感激してゐ
る（写真は吉田菊太郎氏）。

〔吉田菊太郎顔写真掲載〕

1936(昭和11)年4月7日付 (7)

ウタリーを救へ／代表から悲壮の陳情／窮状は判るが悪弊助長が心配／現在共有財産は約一万円／支庁の細田課長語る

飢餓線上に喘ぐ同族にパンを与へよと悲惨な決意を以て起つたウタリーの代表

吉田菊太郎(幕別)、土田豊三郎(本別)、清川市太郎(札内)、長畑(芽室)、小西忠太郎(高島)

の五氏は、曩に道庁に対し旧土人の基本財産を処分して凶作禍に泣く同族に食糧の給与をしてほしいとあり嘆願書を提出したが、更らに右の代表五名は、二日午後十勝支庁旧土人保護係石原属を訪れ、此際是非とも我等の苦境を救つて貰ひ度いと陳情する処あつた。

右に対し細田庶務課長談

昭和七年にも今回のやうな嘆願があり、其の時は食糧のほかに種苗も交付した筈だ。旧土人が事実生活に困つてゐることは知つてはゐるが、困つたからやる、といふ習慣をつけることは他力主義の悪弊を助長することになるからどうかと思つてゐる。然し目下調査中であるから、諾は決定してゐない。やるとすればせめて一戸当り白米一俵位はやらねばなるまい。それにしても三百十五戸の者に一俵宛配給するとせば、金額にして約三千円を必要とする。現在十勝支庁長保管にかゝる旧土人共有財産は約一万円あるが、その財産を支消してしまつたら、今後今回以上の災禍に直面した際困るだらうしどうも困つたものだ。

1936(昭和11)年11月5日付 (3)

一国家一民族の大理想へ／アイヌ保護法／改正の機運に到達す／根幹は土地所有権緩和

【札幌発】道庁では一国家一民族の大理想の下に、昭和六年池田秀雄長官時代からの懸案である旧土人保護法改正案を来る議会に提案通過させるべく懸命の努力を続けてゐる。今回内務省において同法案通過のかぎをにぎる山崎社会部長は、職業紹介事務打合会に出席かたへ来道、白老、ムカハ、近文、十勝各地のアイヌ部落を巡視して法案改正の基礎資料蒐集に当つた。し

からば一体旧土人保護法とは如何なるものか？ また山崎部長の实地視察の結果、この法案はどんな角度に向つたであらうか？

× ×

道内一万六千のアイヌ民族は、北方文化の黎明を待望してゐる。同保護法は明治二十三年貴族院の発起で初めて制定されたもので、最初は勸農、教育、医療、救助を眼目として生れたのである。アイヌ民族を漁獵生活から農耕に移し、藩政時代の非同化政策から同化政策に転換させることが同法案制定の文化的使命であつた。その内容は、土地五町歩の無償給与、農具種子の給与、土人部落に国立小学校の建設、学用品の給与、生活扶助等の保護精神を盛立てたものであつた。ところが北海道の開拓事業が進むにつれて、同法は遙かに実情から離れて適用効果が漸次滅殺されて来たので、池田秀雄長官は着任以来同法の改正に乗出し、断然勸農主義から一般同化政策に転換させようとした。

× ×

これが現在の改正法案の中心点をなすもので、土地の給与も五町歩から十町歩にし、土地所有権の如きは「相続による外譲渡を禁ず」といふ一項を緩和して、長官の許可次第売買を認めることにした。その他住宅改善にも留意したが、佐上長官に至つた更に改正の必要に迫られ、こゝに今回の改正案が確立した訳である。

× ×

改正要点は、指導員の設置、国費にする社会施設、土地没収条件の緩和、扶助医療に一般救護法の適用等、十一ヶ条にわたるものである。この法案は実に長官^(マ)口代、学務部長四代、社会課長四代に及ぶ道庁懸案のものだけに、来る議会こそと官民共に意気込んでゐる。各アイヌ部落を实地調査した山崎部長は、池田長官、本間総務部長、長橋学務部長を前に左の如く語つた。

これは例年問題になるので内務省でも力こぶを入れてゐる。今年は帰省後具体的な打合せをすることになつてゐるが、議会に提案するかまた通過するか否かは勿論いへない。今回廻つてきた部落でもいろんな陳情はあつたが皆改正法案に含まれてゐるものばかりだ。例

へば住宅改善，土地所有権の緩和等々……変つてゐるのは旭川〔川〕村カネトアイヌで，特殊部落及び特殊待遇撤廃の件で一般法を適用してもらひたいといふのである，云々。

1936(昭和11)年11月5日付(4)

郷土に就いて／伏古酋長伏根氏に聞く

高橋眞

十勝の平原に秋が来て草木の葉は紅にそまる。さる日私は帯広市字伏古の酋長伏根弘三氏の宅へ，我々十勝アイヌの伝記を聞きに行き，ウチヤシクマ（古事）の一節を話してもらつた。此のウチヤシクマはアイヌ達として他人に他言する事を非常に忌み嫌つてゐるので有りますが，私は特に伏根酋長に御願ひ致して教へてもらひました。我々アイヌウタリは政府より土地をもらひ立派な地主になりつゝ有るのに，和〔人〕に土地を何年も〜貸し金をとつては酒を飲み，明日の食料品等もなくなつても何等気に止めてゐない。

×

以下は伏根酋長の「ウチヤシクマ」で有ります
火の神の祈祷詞（アベウチカムイイノイタケ）

（十勝アイヌ）たけの詞

アベウチフチ 火の神よ若女神よ
アベウチエカシ 火の神よ老男神よ
フオーイツカトミコロクス 十勝を守る為
モシリオイカ 国口打越口軍す
アコロコタン 我等口国十勝を
コアリキウタラ 日高北見アイヌ達がせめて

来た

ウエンケウトムネクス 悪神なるが故に
ウエンカムイ 悪心のために
コエキルプネナー 無事で有りました
アコロトカブツチマナクネ 吾が十勝こそは
ピリカムイ 幸な神
カミケオインカラ 見てはし給ふ
コタンネナ 国ぞや
バツチパニクノベツチパクノ 河の海元より
水源まで
クルカシケオインカラ 見はるかし給ふ

ヌサウツカムイトラノ 敬ふ神諸共に
シネイキンネー うからやから
チカエシツカマワ 乞ひ拝みまつる誠心を
ウンコレヤン 受けさせ給はせ給へ

（筆者は少年熊彫りとして有名である，この文は原文の俣儘を掲載した）

1936(昭和11)年11月11日付(3)

現状不認識の専横／同族保護法改正危し／吉田氏二萬の訴へを綴つて陳情／更に第二段策に前進

【札幌発】本道拓殖の進展に伴つて生活教育に異常な進歩を示して来た本道二万余名の旧土人渴望の旧土人保護法改正案は，道庁の懸命な努力に依つて過般内務省の省議を通過，愈々来るべき議事に提出が予想され，二万同族は念願達成の日近しと期待してゐた矢先き，突然内務省では待正法案盛沢山の理由で該法案は留保に決定した旨情報あり，この抜き打的な措置に驚愕した道庁では，同保護案が本年を逸しては永久に改正を見る事不可能といふ見解で，是が非でも今議事に提出を要求すべく種々対策を講じてゐるが，近く喜多属官等が上京し，滞京中の池田長官に報告，関係筋へ諒解運動を行ふことになつた。一方この情報に驚いた十勝旧土人代表者吉田菊太郎氏は，二萬の同族の訴へを綴つた陳情書を七日早くも道庁を経て同改正案の援助者である社会局山崎社会部長に提出，運動の烽火をあげたが，更に第二段の策として，議会開会前に代表者十数名が上京し関係各省並に要路に対し猛運動を試みることになつた。

1936(昭和11)年11月17日付(2)

負債の重圧下から／立上る旧土人／本別，池田の居住者を打つて一丸／整理組合設立運動起る
本別池田両町に居住する旧土人は現在百六名であるが，之等は何れも一戸（五町）内外の給与地を耕し露命を継いで来たが，打続く冷害凶作は，唯一の給与地をすら和人に貸与しその小作料をもつて一時を凌ぐの止無き窮状に陥つたが，本年もふたゝび水魔の跳梁に，作物は全滅の悲運にいたり，生活の糧を全部和人に借り受けて

生計を立てるの惨状にゐるので、負債はいよゝ口過し、今にして債権の整理を行ふに非ざれば、所有地は全部人手に渡り、同族和協の美風は根本から破壊され、先祖伝来の地を捨て四散するを余儀なくされる実情にあるので、旧土人有志間に、本別、池田両町在住の旧土人を以つて負債整理組合を組織し、刻下の窮境を打開すべしとの計画が樹てられ、当局に対し設立認可の運動が起されてゐるが、当局がこれを認可すると否とは百六名の運命を決するものとして注目されてゐる。

1936(昭和11)年12月19日付 (3)

旧土人保護法改正の暁／果してアイヌに春は巡り来るか／この矛盾／忽ち消え行く所有地の悲しみ／「夥しき窮乏」襲来

旧土人保護法の改正が来るべき議事に提出され、これが通過の暁は、従来非常な差別を以て遇せられてゐたアイヌの土地所有に一大転機がもたらされ、和人同様に自由な売買も行はれるといふので多大の期待がかけられてゐるが、茲に新しく一つの難関が生じて憂慮されてゐる——それは白人部落の如き模範部落は同法の改正によつて大いに躍進を約束づけられるに違ひないが、その他の普通のアイヌ部落においては、改正法実施をみたその日から著しい経済的窮乏化が訪れるものと予想せられる。即ち現在の一般アイヌの所有地はその殆どが和人の手に収められるべく運命づけられてをり、結局人格的には和人と平等の位に上げられても、経済的には益々窮乏化するの他に有様である。

1936(昭和11)年12月22日付 (3)

【論説】 誤つたアイヌ救済策

バチラー博士をはじめアイヌのお蔭で有名になつたり、勲章を貰つた果報者は尠くないが、アイヌ自身の生活は旧態依然たりで少しも改善されて居らぬばかりか、益々窮迫の度を加へつある現状は、如何にも皮肉な現象と云はなければならぬ。なぜ斯んな破目に陥つてゐるのか、此の際篤と考へてみななければならぬ問題である。

○

アイヌ又は生きた人間である。故に真のアイヌ学者があるとすれば、この生きたアイヌを対象に、どうすればその窮乏を救ひ、将来の衰滅を防ぐかを研究すべきである。然るに世のアイヌ学者なるもの、大半は、土の中から掘り出した土器や、古文献や、頭蓋骨などをいぢくり廻して、アイヌの人種的分類や過去の生活の探索に没して頭〔没頭して力〕ゐる状態である。バチラー博士の如きは生きた人間アイヌを対象に置いて、生活の向上を企図した側の人であらうが、それとても自分よがりのヤソ教的立場から、アイヌの好まざるものを押し付け、全部が完全な失敗に終つたといふ記録を留めてゐるに過ぎない。

○

斯る行き方のアイヌ学者がなんぼ輩出しても、絶対に生きた人間アイヌは救はれない。また道庁のアイヌ救済策にしたところで、何れも机上の空論であつて、幾度び法規を改正しても常に失敗を繰返してゐるが、その最大原因は観念的なアイヌ救済施設が禍を為してゐるのである。この観念論を清算しなければ、本当にアイヌの救はれる道は拓けて来ない。

アイヌの文化的向上の如きは二の次であつて、最も急を要する焦眉の問題は、アイヌ民族の衰滅を防ぐことだ。臆て歴史の民族とならうとしてゐるアイヌの存続に役立たぬアイヌ対策や、アイヌ研究と云ふものは、暇人の暇潰し乃至は自慰的独りよがり以上の何ものでもない。

○

アイヌを救ふ唯一の途は、一区域を限り其処には絶対に和人の立入ることを禁じ、北海道中のアイヌを此処に集めて自由勝手な生活を営ますに在る。好まぬ農業を強ひたり、就学を強ひたり、杓子定規な住宅改善を強制したりせず、牛馬の放し飼ひをさせるなり、熊や狐を狩猟さすなり、勝手放題アイヌ民族の個性に叶つた様式の生活を享楽さすことだ。

○

アイヌを消してしまふことが目的なら兎も角、アイヌはアイヌとして何時までも存在せしめようと云ふのが政府の方針なら、アイヌ救済策は

この方法以外にあり得ない。これだけの英断があるならアイヌの滅亡は救われるが、さうでなく和人並みの生活を強ひやうとするならば、アイヌの文化的自覚の向上に逆比例して、アイヌは年々歳々滅滅して行く事にならう。何処か天然的に条件の備つた土地をトシ、アイヌ聚落を結成し、太古の生活に復帰さすがよい。アイヌ救済策は此の一路あるのみと重ねて断言したい。

〈1937(昭和12)年〉

1937(昭和12)年 1月 1日付 (19)

運用を一步誤ればノウタリーは滅ぶノ旧土人保護法の改正を中心にノ帯広方面委員 吉田巖氏談

アイヌの本道伝来は古く数百年前であらうが、これより以前に本道に居住した種族のあつたことは幾多の土器、石器、穴居せる跡等の遺れるところよりみて考証される。和人と交易をなすことゝなつたのは徳川幕府以前にさかのぼるものでないかと見られてゐる。

× ×

以来徳川幕府の直轄から寛政十年道口直轄となり、その後幾多の変遷を経明治の新政府は続々と移民を奨励し、明治三十二年今日実施の土人保護法を制定し保護を加へて来たのである。現在アイヌの人口は三千五百七十七戸の一万五千九百三十四人（昭和七年末現在）、うち十勝国は三百七十戸、男七百五十六人、女七百七十七人で計一千四百七十三人⁽⁷⁾ある。

× ×

其の生活をみるに、道庁より給与地をうけてゐる者、帯広市伏古四十七戸で二、三一五、四一二歩、十勝支庁三百八十ヶで給与戸数二百八十九ヶこの面積一八、四九七、二一二歩となつてゐる。このうち一割四厘は農業外の職業となつてゐる。然るに老年、壮年、青年、少年と區別して其の生活に対する同化振りは一様でなく、未だ老、壮、青年等は漁獵を好み、移住族の習性を多分に蔵してゐる。

× ×

道庁に於て保護をなしてゐる各般のうち、今後の社会生活に最も重要なものは、

第一条北海道旧土人にして農業に従事する者または従事せんと欲する者には、一戸に付土地一万五千坪以内を限り無償下附すること

（一、相続によるの外譲渡することを得ず、二、質権抵当、地上権又は永小作権を設定することを得ず、三、長官の許可を得るに非ざれば地役権を設定することを得ず、四、留置権先取特権の目的となることなし）

と規定され保護されてゐるのである。

ところで今回道庁における旧土人保護法の改正は本年七月一日より実施されることになるが、これは土地の改廃を主眼に置いたもので、今迄の規則ではその生活の安定を図らんとしたが、同族の往時久しき漁獵生活になれ、農耕の経験なきと且土地の管理利用をわきまへざるを以て、和人に圧倒され、所期の目的を達して居ない。此の間げきに乗じて狡猾なる和人が跳梁し、低率なる賃金を以て長期に至る賃貸借契約を締結し、その結果給与地は所有権を譲渡したと同様の結果となり、地主たる土人は貧困の生活に沈淪し、身に檻樓を纏ひて市井の巷に彷徨するに反し、賃貸人たる和人は一躍巨万の富を獲得し、全く保護法の期待を裏切るもの続出するに至つてゐる。

× ×

今回の改訂によつて施行されるところの注目点は、従来の土地束縛を解放し、一般和人と同等になす、但し長官の許可によつて自由売買を許すの点であつて、これは非常に危険をはらむものである。もし運用をあやまつたなら、より以上ウタリーはドン底の生活におちるのである。然しこれは一部進歩せるアイヌの叫びに止まり、未だ当管内や全道八割の同族は結局一物もなく失ふことは火をみるより明かにして、現在でも負債其他で売渡す窮状にあるものが多いのである。

× ×

こゝにおいて我々は、アイヌの先覚者並農業技術の指導者を養成し、自覚によつて農耕と教育の進歩を促し、今後は土地（部落）の共同基金管理を道庁に監視して頂き、この運用によつて家屋の改善、服装の改良、職業選択の自由なる

斡旋をなし、同族の中よりすぐれたる農実業の指導者を養成なし、新しき時代と新しき保護による適当な人物の出現を望まなければならないと考へる。

× ×

大正十年には全道に十三のアイヌ小学校あり、管内は芽室音更伏古の三校であつたが、これは廃止された。そしてその反面に生活の貧しき者が多くなつてゐる。出来るならその特殊的伝統性を生かしむる法を研究し、これが統率者の輩出に力を(ツカ)くさなければならぬと考へる。現在、同族中にも上級学校に入つてゐる者多く、漸次智識は向上されてゐるので、今後共存共栄御聖旨にそふよう、官民協力し新法規の運用とウタリーの自覚向上に尽力致すべきであろう。新春に一言所見を述べた次第である。

(写真は伏根酋長の盛装とアイヌの原始裸体)

1937(昭和12)年3月21日付 (3)

ウタリー代表の視察状況／東京にて吉田菊太郎氏

北海道庁主催にかゝる北海道旧土人代表の伊勢参拝各府県視察団は、三月十日上野駅に集合し、左の通り無事旅行を続けてゐる。

第一日の十一日は内務省の案内で貴族院傍聴す。同日は丁度吾同族の生活を左右すべき北海道旧土人保護法改正法律案がイの一番に上提された。委員長徳川義親候の委員会経過報告あり直ちに審議に入る。然して委員長報告通り満場一致可決さる。今議会には改正法律案が七十数件もあるといふに、吾々同族の直接関係する法案がトップを切つて可決確定をみたので、殊更感謝感激に堪へぬものがある。議会散会後内務省に池田長官をお訪ねした。長官はマルデ暫く子に離れてゐた乳母の如くに吾々に親生まれ、「ヤアいよ〜吾々法の法案も目的通り改正したノオー」と御満足の笑を含まれつゝ「これを動機に益々智識を博め教養を積んで部落の向上発展に努めらるゝよう」との有難き御訓示、我々は只々感激のほかなく、然して一行を代表して私が、「此後吾々は益々自奮自励自業に精励、部落向上に

一致協力し以て上当局の御期待に添ふよう努力する覚悟である」ことを誓ひて記念撮影をなした。

十二日朝宮城を参拝し唯黙々として感涙流るゝのみ。十三日伊勢神宮参拝し奈良大仏を詣で、十四日大阪城、天王寺拝観、十五日京都より名古屋へ、十六日再び東京に入りて衆議院を傍聴、道内選出代議士諸氏と記念撮影をなし、吾々一行は此処で解散した。十七、八日自分は東京各所を見物して十九日日光に向ふ予定であるが、二十日には日光から真直ぐ帰道する。

1937(昭和12)年3月27日付 (7)

同族自滅論の如き／認識不足も甚だし／改正された旧土人保護法を讀んで／先覚、吉田菊太郎氏談

全道ウタリーの願望茲に達成し、旧土人保護法の改正法律案が無事今議会を通過したことは既報の通りで、同族は心から当局者の努力に敬意を表してゐるが、一部和人間には改正法案の通過は同族を滅亡の一途に導くものだと唱えてゐる者もあり、之が是非に関しては種々論議されてゐる。右に関し幕別村議として公平を謳はれてゐる吉田菊太郎氏は左の如く語る。

今回改正法案が通過したことに依つて同族が自滅するだろうといふ人もあるがそれは認識不足も甚だしい極論といふべきである。改正案は我々として多年要望してゐたものであり、それが通過したといふのは我等同族が文化水準へ進歩したことを物語るものであると思ふ。改正案に依れば土地の売買は長官の認可がなければ許されないのであるし、また売るとしても生業資金にするとか乃至は其他有効なりと認められたものでなければ許可されないのだから、自滅どころか弊害もない筈だ。自滅するだろうなどといふのは同族を物せんとする一部和人が自己の非を裏書きするものである。我々同族は何時までも蝦夷の昔の姿ではゐない。時代を認識し時代に自覚しようと常に研鑽を積んでゐるつもりだ。然し斯ふ断言しても屑といふものは何にでもあるものだから、我々同族のうちにも土地を無くするもの

が出るかも知れないが、それは和人も同じだと思ふ。

（写真は吉田氏）

〔吉田菊太郎顔写真掲載〕

1937(昭和12)年3月28日付(3)

宮城を遙拝し／君恩に感激／吉田菊太郎氏／帰郷して語る

道庁が今回行った旧土人の伊勢大神宮参拝団体に参加し、去る八日帯広を出発した十勝ウタリーの先覚者吉田菊太郎氏は、去る廿一日帰村したが、昨廿四日擬国会打合に出席のみぎり左の如く結果談を語つた。

今回の団体に十勝から参加したのは、田村、小畑、山西、小川の四氏と私の五人でした。一同は十日上野駅に勢揃ひし、翌十一日直ちに宮城を遙拝しましたが、頭を下げた瞬間の気持…それは何と申してよいか、只々心から聖代の辱けなさを感じました。遙拝後明治神宮を参拝新宿御苑を拝観して、十二日貴族院傍聴、十三日東京を出発して伊勢におもむき、大神宮に参拝しましたがあの尊厳さ崇高さは今も眼前に彷彿たるものがあります。一同は此処で解散の形式をとり、あとは自由行動となつたのですが、一行は翌十五日京都に行き、御所や本願寺金閣寺詣で、十六日再び東京に帰り、衆議院を傍聴、翌十七日も傍聴しまして、十八日重ねて明治神宮靖国神社に参拝して東京を離れ、帰途日光を見物、結構な気持ちで廿一日帰村したのですが、今回の参拝団体に加はつたのはほとんどが始めてない地に行く者ばかりだつたので、眼に映ずる万物が物珍らしく、文化日本、躍進帝国の姿に心から接するを得、非^(*)常に参考になりました。之を契機に今後はわれ等同族一同協心一致、畏くも聖上陛下の御聖徳に添え奉るべく、赤子の本分達成に邁進することを誓えたいと思ふものであります。

1937(昭和12)年6月2日付(2)

改正保護法／座談会／けふ白人部落で

幕別村いかん別村札内の両部落のウタリーは、既報のごとく来る七月一日よりの改正による保護法が土地所有者をして転売人の兆を見うけるので、これの事務対策として本日午前十時より村会議員吉田菊太郎氏宅にいかん別区長早乙女氏、ウタリー山川勝蔵氏他十名参集し座談会を開催、互助組合をより充実せる機関として登記売買等を抑制し共存の利益をはかるべく協議を行つた。

1937(昭和12)年12月14日付(2)

芽室太互助組合／共同作業場落成

芽室村毛根芽室太互助組合経営にかゝる共同作業場は、今夏一千円の工費を投じ新築中のところ此程竣功、来る十五日午後一時から落成式を挙行することになつたが、旧土人の共同作業場はこれが最初のものであり、全道でも稀有のことである。如何に管内の旧土人が時代に目覚めつゝあるかを物語るものである。

〈1938(昭和13)年〉

1938(昭和13)年3月28日付(3)

同族教化のため／敬神觀念を強調／上士幌報恩部落總會／先覚者浅山君の努力

【上士幌支局】上士幌村報恩部落にては、去る二十三日部落總會を開催したが、同部落は上士幌市街を去る西方半里、音更川左岸の通称アイヌ古潭であり、右は大正十四年土人給与地として浅山時太郎氏が十五名を引卒、入地開墾を始めたもので、爾来浅山氏が寝食を忘れて同ぞくの為に努力せるも、其の厚意に耳をかす者なく、現在では二三を残す外は土地を和人に貸して転々と居を変へて顧みないので、之を憂へた浅山氏は、同ぞくの向上を図るには生業に就かせねばならぬとなやみ続けた結果、敬神の念を強化し精神的に更生せしめる外なしと、去る二十三日種々手を尽して出稼ぎ先より一同を呼び集め、總會を開き、席上今日までの非を説き、尚浅山氏の最も信ずる池田町の磯谷勢至行者及び上士幌村役場川口助役を招き、敬神及び精神講

話を受け、今後の努力を誓はせたと云ふが、浅山氏の熱意と努力に村民も感激してゐる（写真は当日の記念撮影）

1938(昭和13)年7月17日付 (2)

白人矯風会で／生活改善の協議／嬉しいウタリー
一の自覚

七月八日は白人矯風会創立十周年記念日に相当するので、会長吉田菊太郎氏は矯風会館に会員の総会を求め、左の如き申合せを行ひ、非常時局を打破し生活の改善且つ安全を図ることにした。

一、消費節約

イ、日中飲酒せざる事

ロ、昼夜に不拘二人以上会合して飲酒せざる事

ハ、酒類を使用する場合と雖も、一人一日二合を越へざること

ニ、事情に依り日中亦は二人以上会合して酒類を使用する場合は、予め会長の承認を得ること

ホ、無断にて日中飲酒しまたは二人以上会合して飲酒する者あるときは、其の場の酒類を会長に於て没収し、事情に依つては後日返戻することあるも、場合に依り之れを処分し其の収入は国防献金にする事

ヘ、婦女子は白粉や紅の使用を絶対廃止をする事

二、貯蓄^(儲)

イ、赤銭貯金の励行

各戸に貯金函を設けて赤銭を必ず貯へること。而して一ヶ月毎に会長立会の上、開函し之れを郵便貯金として貯蓄思想を涵養する事。

その他時間の尊重、保健衛生等について協議し、尚前記各項の申合せを必ず実行することを約し、之れを証するため誓約書を作成して署名なつ印する口誠に意義ある協議会であつた。尚平常なら殊に矯風会創立十周年記念日でもあるので宴会をするのであつたが、当日は酒なしデーとして厳格な中にも明朗なふん囲気を醸した。

1938(昭和13)年7月23日付 (2)

音更の旧土人／住宅を改築

旧土人生活様式の改善は先づ以て住宅の改造を先決問題とするので、音更旧土人部落ではこの程十勝支庁長及同部落区長早川政太郎氏の斡旋に依り、二戸二棟を改築する運びとなつたが、之れが工事費に対しては道庁より約六割程度の(四百円)補助金が交付される事になつて居り、細田庄太郎、中村要吉の二君が差し当りこの恩典に浴した訳である(音更支局)。

1938(昭和13)年9月8日付 (2)

幕別のウタリー青年／時局下に団結／祖国愛に燃えて起つ

事変勃発以来ウタリーも祖国愛に燃え、国防献金、銃後々援等に余念なく、又第一戦に銃を取つてゐるウタリー勇士も尠くない。これ等に刺戟されたか同ぞく青年間に『吾々アイヌも立派な日本人だ社会の迷惑物?となつてはならぬ』の覚醒〔の〕声高く、幕別村白人長谷川敬蔵君は吉田菊太郎村議と相諮り、白人、札内、イカン別各部落ウタリー青年を一丸とする幕別ウタリー青年向上会を近く結成する事に決定したが、相談役に村長、イカン別松平校長、吉田菊太郎村議、三上巡査部長に就任を交渉の筈で、斯てウタリーも非常時下の日本人として歩一歩強き歩みを続けやうとしてゐる。

1938(昭和13)年11月23日付 (7)

ウタリーよなぜ泣く／旧土人保護法にこの抜け道あり／永小作権の設定こそ先決問題／先覚者吉田氏は叫ぶ

旧土人保護法が改正された結果、旧土人の所有する給与地は道庁長官の認可なくして売買を禁じられることになつたので、同族が一杯の酒に酔はされて和人の奸手段に引掛り給与地を失ふやうなことは今後絶対にあるまいと見られてゐたのも瞬口、最近この法網をくゞつて奸策を弄し僅涙金を与えて同族と永小作権契約をなし、事実上同族の給与地を奪取してゐる奸漢が管内に現はれ毒牙を伸ばしてゐるので、このことを知つたウタリーの先覚者、幕別村白人の吉田菊

太郎氏は、改正保護法に永小作権設定の件を加
入して置かなかつたことは法の欠陥であるとな
し、少なくとも五年以上の永小作を契約する場合
主務長官の許可なくしては契約を締結し得られ
ぬやうにしなければ、改正旧土人保護法は無用
の長物となる虞れありとの見地から、近く十勝
支庁長及び道庁長官に対し意見書を提出、場合
に依つては今次道会に本案を建議案として提案
すべく運動を起す模様である。右について当の
吉田氏は語る。

和人の奸策にかゝり五十年百年といふ常軌を
逸した小作契約をなし、その代償として僅か
の金を投げ与えられ泣いてゐる同族は一人二
人でない。同族の内容を知らぬ人達が見れば、
こんな契約はせねばよいといふかも知れぬが、
其処が無智な同族の哀れな心情なのだ。一杯
の酒…その酒の前には家も家人も自分体を亡
へ売り兼ねない者さへある。その弱点に喰入
る奸漢のワナに引掛り、何時の間にか永小作
の契約が行はれてしまふのだ。斯くては折角
の改正保護法も無益となつてしまふ。故に此
際、同族の給与地を繞る五年以上の永小作契
約は道庁長官の許可が無ければ締結出来ない
やうにして頂きたいと思ふのだ。

〈1939(昭和14)年〉

1939(昭和14)年3月23日付(3)

「アイヌは亡びず」と／同族の生活調査／長谷
川君、近く発刊

亡び行く民族として自卑し社会でもかくなして
ゐる旧土人(ウタリー)なかにも近時インテリ
ーが輩出し、銃後運動の先頭に起つたりウタリ
ー覚醒を叫んだり、著書を刊行したり、選良と
して活躍なしたり、或は最高学府を出て相当重
要な社会的地位に在るものもあつて、漸次和人
同化も著しく、今次の事変には皇軍兵士として
戦場に赫々たる武勲を樹てゝゐる者も多くなつ
てゐるが、幕別村白人部落のウタリー中には、
時局に目覚め、吉田菊太郎村議や、過日全道青
年擬国会の十勝代表として万丈の気を吐いた長
谷川紋造君や、ラヂオドラマを先日帯広放送局
へ提出した高橋眞少年(一九)や、戦線より帰

還した山川一造君等は、数次にわたり屢々国防
献金をなし一般をして感動せしめてゐるが、こ
の中の長谷川君は、ウタリーは亡び行くものに
非ずと強調目下全道ウタリーの詳細なる戸口や
生活、教育程度、希望などを調査し、近く一冊
の本として発刊すべく努力中である。同君は過
日も簡易保険局の『保険は必ず癒る』の懸賞論
文に当選し、賞金三十円を得これを国防献金し
た感心な青年である。

1941(昭和16)年1月12日付

和人にさきがけ新体制／白人部落葬儀も酒なし
国民生活の改善は、刻下の重要問題とされてい
たが、容易に徹底せずことに冠婚葬祭のごとき
は、全く旧習を脱しえず遺憾事とされているが、
幕別町白人部落では、指導者吉田菊太郎氏の垂
範により新体制にふさわしい冠婚葬祭が行なわ
れている。

すなわち十日部落の武田勇松君が肺炎で死亡し、
故人葬儀を営むにあつては、吉田氏は親族会
議に対し、酒無し葬儀を提案し、一滴の酒も用
いない、しかも質素な葬儀を営み、参列者一同
を感激させた。

〔『十勝毎日新聞七十年史』掲載のままを転載
した。原紙面は未見である〕